

郡山市献血功労者に対する市長の感謝状贈呈に関する要領

1 目的

献血に積極的に協力し、他の模範となる実績を示した個人に対して感謝状を贈呈し、もって献血の推進に寄与することを目的とする。

2 決定の方法

市長は、3に定める選考基準により感謝状贈呈の対象となる者を選考の上、決定するものとする。

3 選考基準

感謝状の贈呈対象者は、郡山市に住所を有する者で、献血回数が50回に達した者及び50の倍数回数（100回、150回、200回等）に達した者とする。

4 贈呈の方法

感謝状は記念品を添え市長から贈呈する。また、贈呈式は年1回とし、1年分の贈呈対象者を取りまとめ、翌年に実施するものとする。

付 則

この要領は、平成 5年 4月 1日から施行する

この要領は、平成 8年 12月 10日から施行する